



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3712 号 2017.6.12 発行

少子高齢化時代でも日本の年金制度が潰れない理由 『「年金問題」は嘘ばかり——ダマされて損をしないための必須知識』



ダイヤモンドオンライン 2017年6月12日
 “10分で読める”をキャッチフレーズにする要約サービス。ビジネス書を中心に話題の新作から名著まで、概要をまとめた「要約者レビュー」、「著者情報」、革新性・明瞭性・応用性で採点される「評点」、要点を簡潔に示した「本書の要点」、「要約本文」、「一読のすすめ」という構成で、本の内容を効率的につかむことができる。

納めている年金の保険料。仮に40年間保険料を納めたとすると、もらう年金額は何年分になるのか、ご存じだろうか？

要約者レビュー

『「年金問題」は嘘ばかり——ダマされて損をしないための必須知識』
 高橋洋一 222ページ PHP研究所 800円（税別）

あなたは自分の年金についてどれだけ理解しているだろうか。また、毎年誕生日に送られてくる「ねんきん定期便」に目を通し、内容を理解している人はどのくらいいるだろうか。2007年頃に世間の注目を集めた「消えた年金問題」はまだ記憶に新しいが、テレビや新聞などでは今もなお、年金制度そのものを危ぶむ報道が盛んになされている。一見、高齢化が進む日本において「自分の老後には年金がもらえなくなるのではないか」という懸念はもっともなように思える。しかし、それは大事な真実を見落としているのだと著者はいう。



本書『「年金問題」は嘘ばかり』は年金に対する間違った常識を正し、一人でも多くの人々の不安を払拭し、安心して長生きをめざしてほしいという著者の思いから執筆された一冊だ。

著者の高橋洋一氏は、大蔵省（現・財務省）の在籍時から日本の年金制度に関する問題点を鋭く指摘し、より良い制度運営に向けて声を上げ続けてきた人物である。本書では、年金数理に関する複雑な専門用語を最小限にして、年金制度の仕組みをわかりやすく解説している。その論理は非常に明快。読み進めるにつれ、年金に「消費税増税」は不要といった意外な事実がいくつも明らかになり、「なるほど」と膝を打つはずだ。

年金制度の根幹の部分を理解しておけば、枝葉の情報に惑わされる必要はない。人生100年時代を豊かに過ごすために、「これだけ押さえておくと安心」というポイントが凝縮された一冊として、本書をぜひ読んでいただきたい。（山下あすみ）

本書の要点

(1) 年金は保険であり福祉ではない。将来自分がどれくらい受給できるのかを知ること
で、「長生きするリスク」に備えられる。

(2) 年金は保険数理のもと、破綻しないように設計されている。今後高齢化社会で人口
が減少したとしても、日本経済が成長を続ける限り、制度を維持できる。

(3) 社会保障のためには消費税を上げなければいけないという理屈は間違っている。本
来、年金制度は保険料とその運用だけでまかなわれるものであるため、給付額が増えるな
ら、保険料を上げればよい。

要約本文【必読ポイント！】

◆これだけで年金がほぼわかる「三つのポイント」

◇年金は「保険」である

「年金は福祉である」と思っている人は多いが、年金の本質は「年金保険」という保険で
ある。病気やケガのリスクに備える健康保険や、若くして亡くなってしまうリスクに備え
る生命保険と比較すると、年金は「長生きするリスク」に備える保険だといえる。早く死
んでしまった人の保険料を長生きした人に渡して保障するという仕組みだ。

自分が早死にするか長生きするかを予測するのは不可能であるため、自分たちの出した
保険料を分け合って、長生きしたという条件下においてのみお金がもらえるようにしてい
る。この大前提がわかれば、「国が無条件に老後を保障してくれる」「年金は福祉である」
という考えが間違いであると理解できるだろう。

◇どれくらい年金をもらえるのか？

年金は保険なので、「掛け金」によって「保障額」が変わる。原則として、「掛け捨て」
の部分大きいほど、保険料を多く納めるほど、保障額が増える。現在の法律では、10年
以上保険料を納めていれば年金を受け取れることになっているが、10年しか納めていない
人と40年納めた人とでは、当然もらえる金額に差が出る。では、いったいどれくらい年金
をもらえるのか。

国民年金と厚生年金のいわゆる「公的年金」では、ざっくりいうと「40年間納めた保険
料の総額」と「20年間でもらう年金額」が同じになるように設計されている。つまり、20
歳から60歳までの40年間納めた金額を、60歳から80歳までに受け取る仕組みだ。これ
をもとに考えれば、一年当りに受け取る年金額は、一年当りに納めた保険料の二倍に
なることがわかる。厚生年金の場合、保険料率は月給のおよそ二割程度なので、月給の四
割くらいだと考えておけばいい。

ただし、これはあくまで「生涯を通じての平均給与の四割」である。会社員の場合は多
くが年功賃金であるので、若いころの給料は安く、退職間際の給料は高くなっていること
に注意が必要だ。

◇「ねんきん定期便」は国からのレシート

日本年金機構から毎年誕生月に送られてくる「ねんきん定期便」は、国が発行している
レシートのようなものである。会社に天引きされている保険料が、きちんと国に納められ
ているかを確認するのに有効な、れっきとした証明書なのだ。

「消えた年金問題」では、社会保険庁の記録の不備だけでなく、中小零細企業などで、従
業員から天引きした保険料を国に納めずに運転資金などに回してしまっているケースが多
数明るみに出た。その対策として考案されたのが「ねんきん定期便」であり、納めた保険
料と、現時点で将来もらえる年金額を確認できるようになっている。その受取額に対し、「こ
れでは生活費として足りない」と思う人は、貯蓄や民間の年金保険などで備えておく必要
があるだろう。

◆「日本の年金制度がつぶれない」これだけの理由

◇年金は保険数理で破綻しないように設計されている

年金は数学や統計学を用いてリスクを評価する「保険数理」のもとに成り立っている。「保
険料」と「給付額」が厳密な計算によって決められており、社会の環境に合わせて多少保

保険料を上げたり給付額を下げたりすることで、破綻しないように設計されている。

よって、いくら現役世代の人口が減って保険料収入が少なくなったり、平均寿命が延びて給付額が増えたりしても、きちんと調整していけば制度的に破綻することはない。つまり、いきなり負担が倍になったり、もらえる金額がゼロになったりすることはないというわけだ。こうした事実からも、日本の公的年金に入らないのは明らかに「損」だといえる。

◇現役世代への「脅し文句」の真実

社会保障のテーマで必ず議論されるのが「現役世代何人で一人の高齢者を支えるか」というテーマだ。内閣府のデータによると、2020年には二人、2040年には一.五人で一人の高齢者を支えることになるという。しかし、このような人口減少はすでに十分予測されており、年金数理計算にも織り込まれている。

また、昔は六人や七人で一人の高齢者を支えていたが、その頃は一人ひとりの給料は安かった。今はその当時より給料が上がってきているので、人数ではなく金額で考えるべきだ。年金制度を安定させるうえで肝となるのは、経済を成長させて一人当たりの「所得を増やす」ことである。

◇経済政策によっては正しい制度も絵に描いた餅に？

政府は五年に一回「財政検証」を行い、人口や経済の実績を織り込んで公的年金財政の健全性を検証している。名目成長率など、検証時の前提条件となる想定数字の見積もりが甘いとよく批判されることがあるが、それは「年金の問題」ではなく「マクロ経済政策の問題」だ。経済政策が良ければ、年金制度もうまく回っていく。

リーマンショックの直後に政権の舵取りが自民党から民主党へと変わったが、民主党は金融政策に疎かったため、インフレ目標の設定などは当時されなかった。これでは批判を受けるのも仕方がない。一方、アベノミクスの金融政策では結果として雇用が増えた。これは非常に重要なことだ。若者が職に就けなければ年金保険料の支払いが減り、将来を見通せないからである。

◆年金に「消費税」は必要ない

◇年金保険に「消費税」はまったく関係ない

公的年金の保険料の納付はすべての国民に義務付けられているが、現実には所得が低くて払えない人がいる。ではその人たちが払うはずだった分のお金をどこからもってくるかというと、一番公平なのは「所得税」だといえる。

所得税はお金持ちから厚く、そうでない人からは薄く税金を徴収することにより、所得を再分配するという性質を持っている。一方、消費税はすべての人に同じ税率がかかるため、所得の再分配機能をほとんど期待できない。そのため、「社会保障のためには消費税を上げなければいけない」という理屈はおかしな話だといえる。

また、本来ならば年金制度は保険料とその運用だけでまかなわれるものである。よって、給付額が増えるのであれば、保険料を上げるのが理にかなっている。それでも足りない場合に所得税で補うという発想が筋だ。

保険料の引き上げという本来のやり方ができないのは、経済界の強硬な反対があるためにすぎない。企業は従業員の保険料の半分を負担しているため、負担を上げたくないのだ。こうした関係者のエゴが、年金制度の歪みを引き起こしてきたといえる。

◇税金の仕組みを知ればスッキリとわかる

税金を単純に分けると、所得税と消費税の二種類しかない。財布の入り口で取る（所得税）か、出口で取る（消費税）かのどちらかだ。この場合、所得税の中には資産税を含む。では、法人税を年金の財源に充てるという方法があるのではないか。しかし、この考え方は間違っている。法人税はそもそも、所得税をきちんと取れていれば取る必要のない税金である。法人の所得は最終的には従業員への給与と株主への配当になるため、給与所得と配当所得をきちんと捕捉できていれば、法人税はゼロでもかまわない。日本は法人税率が高いとよく言われるが、それは所得の捕捉率の低さの裏返しでもある。

今後、所得の捕捉率が高まれば、自然と法人税率は下がっていく。ゼロになる税金を保

除料の穴埋めにはできないため、その意味でも法人税は保険料の穴埋め候補から外れると
いってよい。

◆年金制度上の三つの問題点とは？

◇厚生年金基金

ここからは、年金制度上の三つの問題点を解説していく。最初の問題点は、厚生年金に
上乘せし、企業や業界が運用している私的年金、「厚生年金基金」である。問題視されてい
るのは、公的年金と私的年金はまったく性質が違うものであり、利回りも異なるにもか
かわらず、上乘せ分が公的な厚生年金の代行部分と一緒に運用されている点だ。

数学理論上、厚生年金基金が行き詰まることは明らかであり、現に、2000年代以降は代
行を返上する基金が相次いでいる。特に2012年のAIJ投資顧問事件では、運用の失敗と経
営者たちが不正な利益を得ていたことにより運用資金が消失し、多くの厚生年金基金が解
散に追い込まれた。無理な運用の結果として被害を受けるのは、基金に入っている会社員
なのである。

◇GPIFによる積立金の運用

二つ目の問題点は、GPIFの存在である。GPIFとは年金積立金管理運用独立行政
法人のことで、国民年金・厚生年金の積立金を運用している。GPIFは2014年に運用資
金のうち国内債券の比率を引き下げて、株式投資の比率を引き上げた。

しかし、そもそも日本の公的年金は将来入ってくる保険料をもとに給付を行う賦課方式
をとっているのも、もともと制度としてインフレヘッジされている。そのため、株式運用
を行う必要はないと考えるのが普通だ。なお、諸外国の公的年金を見わたしても、一般国
民の年金を株式で運用しているような国はほとんどない。

本来優先すべきは、年金制度の根幹である「安心・安全」だ。運用する必要のない積立
金を集めて、株式で運用するというGPIFの存在自体が不要というのが著者の見解であ
る。

◇徴収漏れ

三つ目の問題点は「徴収漏れ」である。かつての「消えた年金問題」では、企業が従業
員から保険料を徴収しながら、社会保険庁に納付していないケースがかなり見られた。こ
のようなことを許しては、真面目に納付している人が損をするばかりだ。

現状では、「保険料」と「税金」はそれぞれ日本年金機構と税務署に納付されているが、
どちらも納めることが義務化されており性質は同じだ。そこで、「歳入庁」という組織を作
って徴収を一元化すれば、徴収漏れを大きく減らすことができる。ただし、国税庁と日本
年金機構の徴収部門を統合し、組織をスリム化することは官僚たちのポストを減らすこと
につながる。そのため、とりわけ財務省の大反対にあって歳入庁の構想はいまだに実現し
ていない。しかし、今後はマイナンバーの普及により所得捕捉率が高まり、徴収漏れを減
らすことが期待されている。

◆年金商品を選ぶときのポイント

◇将来に備えて個人がやるべきことは？

公的年金で受け取れる年金額はあくまでも最低限のものである。老後に豊かな生活がし
たいのなら、私的年金に入る、貯蓄をするといった備えが必要となる。私的年金は公的年
金に比べて貯蓄性が高く、保険機能は小さいという特徴がある。そういう意味では「資産
運用」の性格が強いといえる。

◇決め手は、税制の恩典と手数料

ではどのような基準で「老後の蓄え」を選べばいいか。一つのポイントは税制だ。非課
税枠をいっぱい使うのが賢い老後資金作りである。たとえば、「確定拠出年金(個人型)」
は限度額までなら所得から保険料を全額控除できる。所得税率が20%の人であれば、所得
控除を受けると税制の恩典により20%も利回りが高くなるようなものであるため、大変お
得である。

そして、もう一つポイントとしてあげられるのが手数料だ。多くの金融商品は販売会社

の格好の手数料稼ぎになっている。実は投資信託の手数料がおよそ3%程度であるのに対し、貯蓄型保険の手数料は10%近いものがあり、掛け捨て保険になると、さらに高い手数料がかかっている。もし手数料が3%ならば、商品の利回りが3%以上でなければメリットはないといえる。このように、「税制の恩典」と「手数料」の二つは、金融商品を選ぶ際の重要な要素となる。

一読のすすめ

メディアでは恒常的に年金制度への不安があおられている。その風潮に流されて、保険料の納付に不信感を抱いたり、リスクの高い金融商品に手を出したりしていないだろうか。本書を読めば、こうした心配がどれも間違いであることがわかる。安心して老後を迎えるためにも、年金の仕組みや年金商品の選び方などについて、今のうちに正しい知識を身につけておきたい。

評点 (5点満点)

著者情報

高橋洋一 (たかはし・よういち)

株式会社政策工房

代表取締役会長、

嘉悦大学教授

評点(5点満点)



1955年、東京都生まれ。都立小石川高等学校(現・都立小石川中等教育学校)を経て、東京大学理学部数学科・経済学部経済学科卒業。博士(政策研究)。1980年に大蔵省(現・財務省)入省。大蔵省理財局資金企画室長、プリンストン大学客員研究員、内閣参事官(首相官邸)等を歴任。小泉内閣・第一次安倍内閣ではブレインとして活躍。2008年、『さらば財務省!』(講談社)で第17回山本七平賞受賞。近著に、『戦後経済史は嘘ばかり』『経済のしくみがわかる「数学の話」』(以上、PHP研究所)、『数字・データ・統計的に正しい日本の針路』(講談社)など多数。

性犯罪の重罰化を含む刑法改正案のポイントとは 刑事政策・犯罪学・被害者学、柴田守氏インタビュー

シンドスジャーナル 2017年6月12日

性犯罪の重罰化などをふくむ刑法の改正案が、6月2日衆議院本会議で審議入りした。国会では、先日の記者会見で性被害を受けたフリージャーナリストの女性が素顔を明かし、加害者の不起訴処分不服申し立てをした問題も取り上げられた。この改正案が成立すれば、明治40年の刑法制定以来はじめて性犯罪の規定が本格的に見直されることとなる。今回の改正案で性犯罪の処罰はどう変わるのか。注目すべきポイントと課題について伺った。(取材/大谷佳名)

ジェンダーニュートラル化、重罰化、非親告罪化

——今回の刑法改正案に盛り込まれた重要なポイントを教えてください。

今回の刑法改正案(本改正案)は、明治40年以来の性刑法を抜本的に改正するものであり、細かく説明しますと多岐にわたるのですが[表1参照]、ここでは、ジェンダーニュートラル化(性の中立化)、重罰化、非親告罪化という3つの視点からその特徴を解説したいと思います。

第1の特徴は、ジェンダーニュートラル化(性の中立化)です。現行法の強姦罪の処罰対象行為は、男性が女性に無理やり性交する(姦淫する)行為のみでしたが、本改正案によって「強制性交等罪」が新設されました。これにより、処罰対象行為が、無理やり性交する(姦淫する)ことだけでなく、無理やり肛門性交や口腔性交をすることもその対象に含まれることになりました。

その結果、男性が男性に対して無理やり性交をする行為もその処罰対象となりましたので、男性が被害者になることもあります。また、女性が男性に無理やり性交を「させる」行為

もその処罰対象となりましたので、女性が加害者になり、男性が被害者になることもあるのです。

第2の特徴は、**重罰化**です。強姦罪については、法定刑の下限が3年以上の有期懲役、集団強姦罪は4年以上の有期懲役でした。ただ、これらは強盗罪（5年以上の有期懲役）よりも低いという批判がありましたので、その見直しを図り、強制性交等罪を新設するにあたっては、法定刑の下限を強盗罪と同じ懲役5年以上に引き上げました。

また、強盗犯人が犯行現場で強姦を実行した場合〔1〕には、強盗強姦罪（刑法214条前段）が成立し、無期懲役もしくは7年以上20年以下の有期懲役の範囲内で罪責が問われました。ただ他方で、強姦犯人が犯行現場で強盗を実行した場合〔2〕には、強姦罪（刑法177条）と強盗罪（刑法236条1項）の併合罪が成立することとなり、5年以上30年以下の有期懲役の範囲内でその罪責を問えるに過ぎませんでした。

罪名	強盗強姦罪(刑法214条前段)				強姦罪(刑法177条)				強盗罪(刑法236条1項)			
	構成要件	法定刑	加重事由	加重法定刑	構成要件	法定刑	加重事由	加重法定刑	構成要件	法定刑	加重事由	加重法定刑
強盗強姦罪	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強制性交等を行ったこと	無期懲役又は7年以上20年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強制性交等を行ったこと	無期懲役又は7年以上20年以下の有期懲役	他人の身体に不正な手段により強制性交等を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強制性交等を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役
強姦罪	他人の身体に不正な手段により強制性交等を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強制性交等を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役
強盗罪	他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役	強盗の目的で他人の身体に不正な手段により強盗を行ったこと	5年以上10年以下の有期懲役

強盗と強姦が前後かにより、適用できる罪責が異なっていたことから、やはりその批判もありました。そこで、「強盗・強制性交等罪」という形にして、〔1〕の場合と〔2〕の場合も合わせた規定にすることで、無期懲役もしくは懲役7年以上20年以下の有期懲役という範囲内で罪責が問えるようにしました。

第3の特徴は、**非親告罪化**です。現行法では、単独犯である強姦罪や強制わいせつ罪については、公訴を提起する前提として、被害者の告訴（加害者を処罰して欲しい旨の意思表示）が必要条件となっておりました。これは、公開の法廷において被害者の名誉やプライバシーを保護するという、いわゆる被害者保護的な目的があったからです。もっとも、その背景には強姦の被害が不名誉であるという考え方があったわけです。このような考え方に対しては、「現代社会で強姦の被害が不名誉なことであると考え、こと自体がむしろ妥当性を欠き、十分説得力を持たない」と指摘されてきました。

ところで、現行法において、集団で強姦がなされた場合には集団強姦罪（刑法178条の2）が適用されるのですが、これは昭和33年に親告罪からはずされています（親告罪の例外規定化）。その理由は、集団での犯行態様が凶悪かつ悪質であるとみなされるようになり、処罰の必要性を優先させたからです。

しかし、これに対して、被害者の保護と処罰の必要性を天秤にかけているのではないかと根強く批判されてきました。現在は、刑事手続上、被害者の名誉やプライバシーを保護するという一定の配慮がなされており、これらは天秤にかける必要はないのです。被害者の保護と処罰の必要性は両立させることができることから、性犯罪はすべて非親告罪化されることになりました。

親からの性的虐待、男性被害者の救済

——改正案が成立した際に、これまで強姦罪として扱われなかった事件や泣き寝入りせざる

るを得なかった被害者が救済されると期待されるのは、どういったケースでしょうか？

今回の刑法改正案が成立しますと、親などの監護者からの13歳以上の子ども（被監護者）に対する性的虐待（性的行為）に対して、「監護者わいせつ及び監護者性交等罪」を適用することができるようになります。

13歳未満の被監護者に対する性的虐待（性的行為）については、現行法においても、暴行や脅迫がなくても強姦罪や強制わいせつ罪を適用することができます。しかし、13歳以上の被監護者に対する性的虐待（性的行為）について強姦罪や強制わいせつ罪を適用する場合には、暴行・脅迫要件がネックになっていました。

たとえば、親からの性的虐待（性的行為）について本当に嫌でも、拒めない状況は一般的によくあることです。この場合、不同意であるにも関わらず、暴行・脅迫が立証できないということで、強姦罪や強制わいせつ罪の適用が見送られることもありました。

もっとも、そのような場合でも、児童福祉法34条1項6号の「児童に淫行させる行為」により処罰できる可能性は残されていますので、全くの不可罰ということではありません。しかし、この適用に対しては、被害児童の自発的な行動を誘発するという趣旨の規定によって対処することに疑問が呈されておりまして、また、罰則が1月以上10年以下の有期懲役もしくは1万円以上300万円以下の罰金（同60条）に限定されておりまして、本改正案によってこれらの制約が取り払われるので、監護者という立場を利用した性的虐待（性的行為）について、適切な対処がなされると言えます。

また、男性の被害者に対する性的行為についても、適切な対処がなされるようになります。前述したように、強姦罪としての処罰対象行為はこれまで、男性が女性に無理やり性交する（姦淫する）行為に限定されておりまして、強制わいせつ罪が一律適用されてきました。しかし、男性の被害者でもあっても、女性が強姦の被害を受けるのと同様にPTSDが発症するなど肉体的だけでなく精神的にも大きく被害をもたらすことが指摘されています。今回、強制性交等罪の新設により、男性が男性に対して無理やり肛門性交や口腔性交をする行為もその処罰対象となりますので、より実態に見合った対処がはかれるようになります。

そして特に、男児に対する性的行為に対して、強制わいせつ罪を一律適用するのではなく、行為の状況によっては強制性交等罪を適用できるようになること（※もっとも、これは女兒に対する場合についても同様のことが言えます。）は、児童を保護するというという観点からも望ましいと考えられ、国際的な基準に一步近づいたと評価できます。

被害者への「二次被害」の防止策

——「非親告罪化されると、被害者の感情を無視した起訴が行われるおそれがあるのではないか」という指摘もありますが、実際はどのようなのでしょうか。

現状の法運用から考えますと、基本的にはそれはないと言えます。なぜなら、被害者の感情を無視して公判を維持していくことが難しいからです。密室で行われることが多い性犯罪は、客観証拠が乏しい場合が多く、被害者の供述がとても重要になります。公判においても、被害者の証言が求められる場合があります。したがって、警察や検察は、捜査過程において被害者との信頼関係を構築し、信用性のある詳細で具体的な供述を捜査段階で得ておかなければならず、また、公判でも証言できるように支援し続けることが必要不可欠なのです（田中壽寿子『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』（立花書房、2014年）10頁参照）。

——被害者が裁判においてプライバシーを侵害されるなど二次被害を受ける可能性については、どのような対処法があるのでしょうか。

現在の日本の刑事手続の原則である公判中心主義、直接口頭主義ということから、公判廷において被害者の証言が求められることは少なくありません。そのため、被害者のプライバシーが晒されるのではないかと懸念は当然あります。その点、被害者保護という一般的な観点で言いますと、制度的にはビデオリンク方式や遮へい方式などが導入されておりまして、また、実務上の運用として、プライバシーに関わる部分をマスクしたり、

読みあげたりしないなどの工夫がなされており、刑事手続上、二次被害の防止という被害者保護の理念が浸透してきています。

ただ、性犯罪ということになりますと、特に、被告人側から、本来晒されるべきではない被害者の性遍歴などについて晒されてしまい、二次被害を与えられるのではないかとこの懸念が根強くあります。このようなことを避け、被害者を保護するためにも、公判上における特別な法的規律が必要であると思います。

それが、アメリカで導入されているレイプシールド法といわれるものです。これは、原則として、被告人以外の第三者との過去の性遍歴を証拠として利用することを厳しく制限した上で、被告人側が同意の証明に必要不可欠である場合に限り、例外的に許容するというものです。その例外的な場合において証拠調べをするにあたり、その審理は非公開でなされなければならないという手続上の決まりもあります。私個人は、二次被害を防止するという観点から、このような法的規律が必要であると考えています。少なくとも、今後、その導入の可否について議論がなされるべきであろうと思います。

子どもに対する性的虐待の「時効」

——今回の改正案には盛り込まれなかった課題としては、どんなことがありますか。

本改正案が国会に提出されるまでには、内閣府の女性に対する暴力に関する専門調査会（2011年5月～2012年7月）、法務省の性犯罪の罰則に関する検討会（2014年10月～2015年8月）、法制審議会・刑事法（性犯罪関係）部会（2015年11月～2016年6月）などにおいて専門的な議論がなされてきました。特に、性犯罪の罰則に関する検討会では、様々な論点が挙げられ、議論されてきました〔表2参照〕。

本改正案には反映されなかった点で、もう一度被害者や世間の声を聞いて再度議論されるべきことは、暴行・脅迫要件の緩和、いわゆる性交同意年齢（13歳）の引上げ、性犯罪に関する公訴時効の停止などいくつもあります。そのなかでも、私個人が特に再度議論が必要だと思っているのは、**性犯罪に関する公訴時効の停止**についてです。

性犯罪に関する公訴時効の停止というのは、低年齢時に性犯罪の被害を受けた被害者を救済するため、ある一定の年齢（たとえば成年）に達するまで公訴時効が停止される制度のことです。フランスやドイツなどではすでに導入されています。具体的には、被害者が自己の受けた性犯罪の被害を自らの判断で捜査機関等に届け出ることが可能と考えられる年齢まで公訴時効を停止させて、その年齢に達した時点から進行させるというものです。内閣府男女共同参画局が実施している「男女間における暴力に関する調査」によると、日本は低年齢時に家族や親族から性暴力（性的虐待）を受ける被害が多いことが分かっており、フランスやドイツと似た状況にあるのです。

このテーマについては、性犯罪の罰則に関する検討会でも議論されました。しかし、刑事法の専門家や実務家が多数を占めていたためか、「時間の経過による証拠の散逸」という時効制度を支える基本的な考え方を貫き、犯罪立証が困難であるなどの理由から、それを導入することに消極的な意見が大半でした。確かに、時間の経過から証拠が得られにくくなりますし、被害者の供述についても、特に低年齢時の記憶は変容しやすいという特徴もあります。そのため、實際上、公判を維持できないということから、起訴できないということもあると思います。

しかしながら、性犯罪に関する公訴時効の停止については、被害者の保護・支援という側面から再評価されるべきではないでしょうか。より潜在化しやすい低年齢時の性犯罪被害について、勇気を出して声を挙げた被害者に対して、捜査機関が公訴時効の成立を理由に門前払いすることなく、その声を受けとめることは十分にできるはずで、もし仮に証拠が不十分ということで起訴できなくても、被害者を支援機関につなぐなどして、被害の回復を支援することは可能なのです。魂の殺人といわれる性犯罪という特質を踏まえた上で、被害者を保護・支援するという視点は必要不可欠であると思います。

110年間変わっていない刑罰の種類

——性犯罪に関する刑法の問題点の中で、これまで議論されていない点がありますか。

ぜひ今後議論していなければならないと思うことは、性犯罪に対する刑事制裁のあり方についてです。刑法に規定される刑罰の種類は明治40年以来変化がありません。しかし、

<p>第1 性犯罪の構成要件及び法定刑について</p> <p>1 性犯罪の法定刑の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●強姦罪及び強姦致死傷罪について、法定刑の下限を引き上げるべきか否か <ul style="list-style-type: none"> ○性交類似行為の一部を強姦罪と同様の刑で処罰するとした場合に、強姦罪の法定刑の引上げをどう考えるか ○法定刑の下限を引き上げた場合、具体的にどの程度引き上げるか ●被害者が年少者の場合に刑を加重するべきか ●強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げる場合、集団強姦罪及び集団強姦致死傷罪についてどう考えるべきか ●強姦致死罪を強姦致傷罪と分離して別に規定すべきか ●いわゆる強姦殺人罪を設けるべきか ●強制わいせつ罪の法定刑の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ○強制わいせつ罪の法定刑の上限について ○強制わいせつ罪の法定刑の下限について ●強盗犯人が強姦をした場合について、強盗強姦罪として、無期又は7年以上の懲役という重い法定刑の規定を設けているが、強姦犯人が強盗をした場合については、このような特別の規定がなく、強姦罪と強盗罪の併合罪とされ、その処断刑は5年以上30年以下の懲役となるとの点について <ul style="list-style-type: none"> ○仮にこのような規定を設ける場合の規定の在り方について <p>2 強姦罪の主体等の拡大について</p> <p>3 性交類似行為に関する構成要件の創設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●強姦罪の行為者・被害者について性差を解消し、男性器の女性器への挿入以外の行為についても、強姦罪と同様の刑で処罰すべきか ●性差による犯罪の成否の差異を解消するという観点から、加害者の陰茎を被害者の膣・肛門等に「挿入する」行為のみでなく、被害者の陰茎を加害者の膣、肛門等に「挿入させる」という行為も、強姦罪と同様の刑で処罰すべき範囲に含ませるべきか <p>4 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●強姦罪等における暴行・脅迫要件を緩和すべきか(暴行・脅迫要件の一般的な緩和・撤廃) ●緩和する場合には準強姦罪等における心神喪失・抗拒不能要件についても見直すべきか(準強姦罪の成立要件についても一般的な緩和・撤廃) <p>5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地位又は関係性を利用した性的行為に関する新たな犯罪類型を創設するべきか <ul style="list-style-type: none"> ○創設するべきであると考えられる場合、どのような事案・類型を対象とする必要があるのか ●具体的に対象とすべき地位又は関係性を切り出すメルクマールについて ●地位又は関係性を利用した性的行為に関する規定を設ける場合、通常の強姦罪との関係でどのような位置付けの規定とするのか(通常の強姦罪と並ぶ同等のものとして位置づけ同等の法定刑とするのか、それとも通常の強姦罪よりも重いものとして位置づけ刑を加重するのか、あるいは、通常の強姦罪よりも要件を緩和して刑を軽減するのか) <p>6 いわゆる性交同意年齢の引上げについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する範囲は被害者が13歳未満の場合とされているところ、この年齢を引上げるべきか <p>7 配偶者間における強姦罪の成立について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●配偶者間においても強姦罪が成立することを明記する規定を置くべきであることの要否(明文規定の要否)
<p>第2 性犯罪を非親告罪とすることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非親告罪化の要否 ●被害者の意思を尊重するための制度的な担保の要否
<p>第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被害者の年齢を問わず、性犯罪全般について、公訴時効の撤廃ないし停止をするべきか否か ●年少者が被害者である性犯罪について、公訴時効を撤廃することや公訴時効期間の進行を停止することについて
<p>第4 刑法における性犯罪に関する条文の位置について</p>

犯罪の構成要件が変わる一方で、刑罰の種類や内容について議論があまりなされていないのは適切ではないと思います。性犯罪の性質も様々ですし、性犯罪者の犯行パターンも様々でありまして、一律に懲役刑がなじむとは言えません。たとえば、電子監視や治療処分

導入の可否について議論していくことは1つの考え方であると思います。

性犯罪とは別の議論になりますが、2017年2月に、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること、ならびに（非行少年を含む）犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備などについて、法制審議会に諮問され、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設置されました。そのなかで、自由刑の単一化（懲役刑と禁錮刑の一元化）や宣告猶予制度の導入などについて議論される見込みです。このように、刑事制裁のあり方について見直していこうという風向きは出てきたように思います。ぜひそうした流れに乗って、今後、性犯罪に対する刑事制裁のあり方についても、積極的に議論していくことが期待されます。

“性犯罪の顕在化” 期待される

——今回の改正案によって、性犯罪の予防に効果が期待できると思われませんか。

重罰化によって、一定の予防効果があがることが期待されます。前述しましたが、強姦罪では3年以上20年以下の有期懲役、集団強姦罪では4年以上20年以下の有期懲役であったものが、強制性交等罪では5年以上20年以下の有期懲役になります。単純に現行法と比較しますと相当な重罰化になります。もっとも、これまで強盗罪に比べて相対的に低かったということではありますが、それでもこのインパクトは大きいと思います。

他方で、質問いただいたことと観点が異なりますが、本改正案によって、性犯罪の顕在化が期待されています。性犯罪はその性質上、潜在化しやすく、暗数（捜査機関が犯罪被害を認知できない件数）の多い犯罪です。今回の改正によって非親告罪化がなされ、また監護者わいせつ及び強制性交等罪を新設によって、特に潜在化しやすかった家族・親族を含む知人間で行われた性犯罪が顕在化することが期待されます。中期的には捜査機関の認知件数が上がるかもしれませんが、長期的に見れば、暗数を含めた性犯罪全体の数が低下することが期待されると思います。

ただ、性犯罪の予防効果をさらに高めるためには、単に重罰化したことだけに満足するのではなく、刑罰の種類や内容を見直していくとともに、刑務所における性犯罪者処遇プログラムをさらに充実させていくことも必要不可欠です。刑務所にいる時間が長くなればなるほど、釈放された場合に社会復帰（適応）することが難しくなっていきます。ですから、再び逸脱させないためにも、それに向けた対応策を充実させることも大切なのです。

——海外における性犯罪に関する司法や被害者支援において、日本にとって参考になる取り組みはどんなものがありますか。

特に性犯罪に対する被害者支援に関して言いますと、喫緊の重要な課題はやはりワンストップサービスの充実です。男女共同参画基本計画において、ワンストップ支援センターの設置促進が挙げられており、充実してきたと評価できるのですが、まだ全都道府県にあるわけではありません。また、そのサービス内容も諸外国に比べると不十分と言えます。この点、諸外国の先進的な取り組みを採り入れていくとともに、日本独自の内容を盛り込んでいくことが期待されます。

性犯罪の罰則規定の見直しだけに尽きるわけではなく、性犯罪という特質を最大限考慮した被害者支援を拡充させることもセットとして考えなければなりません。第190回国会において「性暴力被害者の支援に関する法律案」が提出され、今国会において現在審議中となっていますが、あわせて成立させることが検討されてもよいのではないのでしょうか。

刑事司法における被害者保護や支援策、診断・治療等に関する支援策などについて、まだまだ諸外国に学ぶべき点は多くあります。この点は、私たち研究者がしっかりと調査して、日本に紹介していくことが責務であると思っています。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行